

有価証券報告書の作成要領について

(平成 22 年 3 月期提出用)

公益財団法人 財務会計基準機構

企画部グループ長 吉田信之

はじめに

財務会計基準機構では、毎年会員向けに有価証券報告書セミナーを実施しているが、今年は 4 月 2 日から 13 日まで、全国 9 か所で 11 回にわたり同セミナーを開催した。本稿は、主に同セミナーで説明した平成 22 年 3 月期に係る「有価証券報告書の作成要領」(以下、「テキスト本」という。)に基づき、作成上の留意点について解説したものである(但し、指定国際会計基準関連を除き、コーポレートガバナンスの状況等を加筆している。)

今回のテキスト本における主な改正点は次の通りであり、以下この順に解説を行うこととする。但し、平成 21 年 3 月期の「有価証券報告書の作成要領について」において早期適用した場合での解説と内容的に重複する箇所については、簡潔な記載に留めている(「1」「2」「3」「6」「8」: 詳細は、当財団ホームページ/企業会計基準等/会計基準等の解説情報/有価証券報告書等/有価証券報告書の作成要領について(平成 21 年 3 月期提出用)を参照のこと)。なお、文中意見にわたる部分は私見であることを予めお断りしておく。

(改正事項等)

開示府令等の改正に関する事項

- 1 有価証券報告書の定時株主総会前提出
- 2 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項
- 3 従業員株式所有制度の内容
- 4 コーポレート・ガバナンスの状況
- 5 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み

新会計基準等の適用

- 1 子会社及び関連会社の範囲の決定に関する事項
- 2 工事契約の会計処理に関する事項
- 3 「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」の適用に関する事項
- 4 金融商品の会計処理に関する事項
- 5 賃貸等不動産に関する事項
- 6 資産除去債務の会計処理に関する事項
- 7 企業結合の会計処理等に関する事項
- 8 持分法に関する事項
- 9 棚卸資産の会計処理に関する事項

開示府令等の改正に関する事項

平成 21 年 12 月 11 日付の「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下、「開示府令」という。)等の改正により、有価証券報告書を定時株主総会前に提出することが可能になっている。また、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項や、従業員株式所有制度の内容、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みなどの開示項目が追加されている。

また、平成 22 年 3 月 31 日付の開示府令等の改正では、主としてコーポレート・ガバナンスの状況に関して、開示内容の充実を図るための記載事項の追加が行われている。

1 有価証券報告書の定時株主総会前提出

平成 21 年 12 月 11 日付の開示府令の改正等により、有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合は、開示府令第三号様式記載上の注意(1)一般的事項 e の規定に従うことになる。即ち、「この報告書(=有価証券報告書)を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であって、この報告書(=有価証券報告書)に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載すること」が必要とされている。

この場合の記載すべき「概要」とは、定時株主総会の決議事項については、その招集通知の決議案に記載された内容を全て記載するか、又は一部を簡略化して記載し、定時株主総会の直後の取締役会の決議事項についてもそれに準じて記載することになる。このように、有価証券報告書に記載した事項や関連する事項が定時株主総会又はその直後の取締役会で決議することが予定されている場合には、その予定されている情報を開示することが求められているが、これは、原則として定時株主総会前に有価証券報告書を提出する企業と定時株主総会後に有価証券報告書を提出する企業の情報量をそろえるべきであるという本規定の趣旨に基づくものである。

また、「有価証券報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するもの」については、具体的には各企業の実態に応じて様々なケースが想定されるが、例えば剰余金の配当や、役員の状況、ストックオプション制度の内容、対処すべき課題、コーポレート・ガバナンスの状況等が考えられる。

なお、有価証券報告書に記載した定時株主総会又はその直後に開催が予定されている取締役会の決議事項が、有価証券報告書の提出後に開催された定時株主総会又はその直後の取締役会で否決又は修正された場合には、所定の事項を記載した臨時報告書の提出が必要であるとされている(開示府令第 19 条第 2 項 9 号の 3)。但し、そもそも有価証券報告書の記載内容そのものが誤りで訂正を要する場合には、有価証券報告書の訂正報告書の提出が必要である。

最後に、有価証券報告書を定時株主総会後に提出するに際して提出日時点の状況についての記載が望ましいと考えられる事項については、今般定時株主総会前に提出するに当たり、当該事項が定時株主総会又はその直後の取締役会における決議事項になっているのであれば、先に述べた本規定の趣旨に基づき、その旨及びその概要を記載する必要があることに留意されたい。

2 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

平成 21 年 12 月 11 日付の開示府令の改正により、第 4【提出会社の状況】1【株式等の状況】において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項の開示項目が新設されている。

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等は、開示府令第 19 条第 8 項に規定されている定義に従えば、()株券型と()新株予約権型の 2 つに大別され、その何れかによって記載箇所が異なる。

まず、()株券型の場合には、(1)【株式の総数等】の【発行済株式】の様式に記載することになる。(資料 1)に記載事例を示すので参照されたい。

具体的な記載内容は、開示府令第三号様式記載上の注意(20)の c ~ e で規定されている。まず c で、「会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること」とされている。記載事例は、会社が優先株式を発行しており、それが行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当することを示している。また、d で、「会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること」とされており、記載事例は「内容」の欄の冒頭に行使価

額修正条項付新株予約権付社債券等の特質というタイトルを付して、箇条書きで記載する例を示している。但し、実務上は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を内容の欄に記載しきれない場合も想定されるため、そのような場合には、注書きで欄外に記載することもできるものと考えられる。更に e で、「会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること」とされており、e の(a)から(e)に規定されている事項を記載事例のように欄外の脚注で記載することになる。

次に、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等が()新株予約権型の場合には、(2)【新株予約権等の状況】に記載することになる。記載事項は開示府令第三号様式記載上の注意(21)f で規定されており、「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(20)の e の(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること」とされているように、記載内容は()株券型の場合と同様である。

なお、1【株式等の状況】に(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況】の様式が新設されているが、この様式に対応する開示府令第三号様式記載上の注意(21-2)は平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されることになっている。従って、平成22年3月期の有価証券報告書では様式自体は省略せず、記載事項はない旨の記載を行うこととなる。

3 従業員株式所有制度の内容

平成21年12月11日付の開示府令の改正により、第4【提出会社の状況】1【株式等の状況】において、新たに(10)【従業員株式所有制度の内容】という項目名にて当該内容を開示することとされている。記載事項は開示府令第二号様式記載上の注意(47-2)aに規定されており、(a)従業員株式所有制度の概要、(b)従業員等持株会に取得させ、又は売りつける予定の株式の総数、(c)当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲、を記載することになる。

従業員株式所有制度の概要は、具体的には、当該従業員株式所有制度の仕組みや、信託を利用する場合には受益権の内容等を記載することとなる。また、従業員株式所有制度は、従業員等を対象とする持株会や、持株会に限らず直接従業員等に株式を取得させるような仕組みも広く開示の対象としている。この場合の従業員等とは、提出会社の役員、使用人その他の従業員のみならず、「金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」に規定する被支配会社等もしくは関係会社の従業員も含むこととされている。この関係会社の定義は財務諸表等規則等に規定する関係会社の定義とは異なることに留意されたい。

また、開示の対象となる従業員株式所有制度は、提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得又は売り付けることを目的として、信託その他の仕組みを利用した制度となっている。さらに、従業員株式所有制度の内容については、投資家へのディスクロージャー拡充という規定の趣旨に鑑みて、事業年度末現在ではなく、提出日現在で記載することが適当と考えられる。

なお、(47-2)bで規定されているように、提出会社が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しないこととされている。

4 コーポレート・ガバナンスの状況

平成22年3月31日付の開示府令の改正により、第4【提出会社の状況】6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】にて記載すべき事項が追加されている。

(1) コーポレート・ガバナンス体制

企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する具体的な理由、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員について当該知見の内容、社外取締役・社外監査役の独立性に関する考え方、社外取締役・社外監査役の選任状況についての考え方及び社外取締役・社外監査役を選任していない場合には、それに代わる体制及び当該体制を採用する理由などの記載が新たに求められている(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(a)~(c))。

(2) 役員報酬

取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役・社外役員に区分した報酬等の総額、報酬等の種類別（基本報酬・ストックオプション・賞与・退職慰労金等の区分）の総額等、更に役員ごとの提出会社と連結子会社の役員としての報酬等（連結報酬等）の総額・連結報酬等の種類別の額等の開示（但し、役員ごとの開示については、連結報酬等の総額が1億円以上の役員に限ることができる）が新たに求められている。また、提出日現在において報酬等の額又はその算定方法の決定方針がある場合、その内容及び決定方法の開示も求められている（開示府令第二号様式記載上の注意（57）a(d））。

(3) 株式保有状況

提出会社が保有する株式（みなし保有株式¹を含む。）について、保有目的を純投資目的以外と純投資目的に区別し、それぞれの保有状況について一定の開示が求められている（開示府令第二号様式記載上の注意（57）a(e））。なお、適用にあたっては経過措置が設けられており、特に、みなし保有株式については平成23年3月期の有価証券報告書等から適用されることや、銘柄別の保有株式の開示については、銀行・保険会社以外と銀行・保険会社との間で本則適用までのスケジュールが異なることなどが規定されているので、注意されたい（平成22年3月31日内閣府令第12号附則第2条（改正同年4月23日内閣府令第24号））。

5 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み

平成21年12月11日付の開示府令の改正で、開示府令第二号様式記載上の注意(59)経理の状況のeが追加されており、提出会社が金融商品取引法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載することとされている。さらに「特段の取組み」については、開示ガイドライン5-19-2で規定されており、「会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制の整備（会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体（例えば、財務会計基準機構）への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加）、指定国際会計基準による適正な財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備及びこのための社内組織（例えば、情報管理委員会、特別に設置するタスクフォース）の設置」の2つが例示されている。

この特段の取組みの記載については、各企業の状況に応じて適宜工夫しながら記載することとなる（資料2）。また、特段の取組みを行っている旨及びその取組みの具体的な内容は、第5【経理の状況】の冒頭記載に記載することが適当と考えられる。

新会計基準等の適用

企業会計基準委員会により公表されている新会計基準等の適用に伴い、連結財務諸表規則（以下、連結財規）及び財務諸表等規則（以下、財規）等が改正されている。以下、当該新会計基準等ごとに、内容について説明する。

1 子会社及び関連会社の範囲の決定に関する事項

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号（平成20年5月13日））が公表され、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用することとされている。この適用指針の適用により、これまでの会計処理と異なることとな

¹ みなし保有株式とは、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。）をいう。

る場合には、会計方針の変更の記載が必要となる。

2 工事契約の会計処理に関する事項

「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号(平成19年12月27日))、「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号(平成19年12月27日))及び改正後の連結財規等が、平成21年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されている。これらの基準を適用した場合には、会計方針の変更の記載が必要となる。また、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には連結貸借対照表の注記が、売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額がある場合等には、連結損益計算書の注記が必要となる。

3 『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)の適用に関する事項

『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)(企業会計基準第19号(平成20年7月31日))が公表され、平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用することとされている。この基準を適用した場合には、会計方針の変更の記載が必要となる。

4 金融商品の会計処理に関する事項

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号(平成20年3月10日))、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号(平成20年3月10日))及び改正後の連結財規等が、平成22年3月31日以後終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されており、金融商品会計に関する注記事項が構成及び内容の面で従前に比べて大きく変わっている。

構成の面では、「金融商品関係」、「有価証券関係」、「デリバティブ取引関係」の3つの注記から成る。「金融商品関係」において、金融商品に対する取組方針や金融商品の内容、リスク管理体制といった金融商品全体を総括した定性的情報及び時価のハイライト情報を記載し、「有価証券関係」と「デリバティブ取引関係」において追加・補足的な時価の明細情報を記載することになる。

なお、「金融商品に関する会計基準」及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の適用による影響が、連結貸借対照表や連結損益計算書上の金額に及ぶ場合には会計方針の変更に該当することになるが、その影響が注記事項における記載にとどまる場合は、会計方針の変更ではなく、追加情報として、「金融商品関係」の注記に記載することも考えられる。

(1) 金融商品関係

金融商品関係の注記の内容としては、金融商品の状況に関する事項(金融商品に対する取組方針、金融商品の内容及びリスク、金融商品に係るリスク管理体制)や金融商品の時価に関する事項(連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額と時価についてそれらの金額、連結貸借対照表計上額と時価との差額、時価の算定方法)等を注記しなければならないとされている。(連結財規第15条の5の2第1項)

また、金融商品の時価の把握が困難な場合には、その旨及びその理由、連結貸借対照表計上額を注記する(同条第2項)。

次に、同条第3項及び第4項で、金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である連結会社に対して、市場リスクに関する一定の事項を注記することを求めているが、この注記については、平成23年3月31日前に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表については、記載しないことができることとされている。(平成20年8月7日内閣府令第50号附則第3条第2項)

また、金銭債権及び有価証券のうち満期があるものについては、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない(同条第5項)とされているが、この場合には、その他有価証券及び満期保有目的の債券の別に、それぞれ有価証券の種類ごとに注記する(財規ガイドライン8の6の2-5)こととされている。さらに債券の場合には、債券の種類ごとの注記が必要と

なる。

なお、償還予定額については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の適用に伴い、「償還期限のある有価証券から得られるキャッシュ・フローをある程度予測できるように」という開示の趣旨などにより、原則として元本による記載が適当と考えられる。但し、例えば過去に減損を行っている場合など、元本で記載することが望ましくない、もしくはできないと考えられる場合には、適宜将来キャッシュ・フローの予測等の観点から適切と思われる価額により記載することが考えられる（資料3）。

(2) 有価証券関係

有価証券関係の注記の内容は、連結財規第15条の6に規定されている。

まず、売買目的有価証券は、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額を記載する（同条第1項第1号）。

満期保有目的の債券やその他有価証券については、従来あった「時価のあるもの」という限定が取り外されており、時価の把握が極めて困難なものを除く全ての満期保有目的の債券やその他有価証券について記載することが考えられる（同条第1項第2号及び第3号）。

また、当連結会計年度中に売却したその他有価証券については、今回の改正により、有価証券の種類ごとの売却額等の記載が求められている（同条第1項第5号）。

さらに、当連結会計年度中に有価証券の減損処理を行った場合、その旨及び減損処理額は、従来は脚注で表示することが望ましいとされていたが、今回の改正により注記しなければならないと規定されている（同条第5項）。

なお、連結財務諸表を作成している場合でも、従来同様、個別財務諸表の「有価証券関係」の注記で子会社株式及び関連会社株式についての記載が必要であるが、改正後の財規の規定（財規第8条の7第1項第3号）では「時価のあるもの」という限定が取り外されている。時価の把握が極めて困難な子会社株式及び関連会社株式については、連結財務諸表の「金融商品関係」の注記における時価の把握が極めて困難な金融商品の取り扱いに準じて記載することが考えられる。

(3) デリバティブ取引関係

「デリバティブ取引関係」の注記の内容は連結財規第15条の7第1項に規定されているが、今回の改正により、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引も含めて開示の対象となっている。

また、従来は取引の状況に関する事項として、デリバティブ取引の内容やリスクの内容、リスク管理体制等の記載が求められていたが、今回の改正により、これらは金融商品関係の注記にまとめて記載される。

なお、金利スワップの特例処理を行っている場合や外貨建金銭債権債務等の振当処理を行っている場合は、財規ガイドライン8の6の2-1-2の規定により、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載することができることとされている（資料4）。

5 賃貸等不動産に関する事項

「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号（平成20年11月28日））、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号（平成20年11月28日））及び改正後の連結財規等が、平成22年3月31日以後終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されている。

記載事項は、連結財規第15条の24により、賃貸等不動産の概要、連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動、連結決算日における時価及び当該時価の算定方法、並びに賃貸等不動産に関する損益とされている。この場合の賃貸等不動産の概要には、主な賃貸等不動産の内容、種類及び場所が含まれることに留意する（財規ガイドライン8の30 1 1）。

なお、賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準等の適用は、会計方針の変更には該当せず、追加情報として記載することも考えられる。

6 資産除去債務の会計処理に関する事項

「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号(平成20年3月31日))、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号(平成20年3月31日))及び改正後の連結財規等が、平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされているが、それ以前にも早期適用ができることとされている。これらの基準を早期適用した場合には、会計方針の変更、資産除去債務に関する注記の記載が必要となる。また、資産除去債務明細表の掲載も必要となる。

7 企業結合の会計処理等に関する事項

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号(平成20年12月26日))²及び改正後の連結財規等は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされているが、それ以前にも早期適用ができることとされている。これらの基準の適用による主な改正点は、次のとおりである。

(1) 連結損益計算書

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号(平成20年12月26日))を早期適用する場合には、連結損益計算書において、税金等調整前当期純利益(又は税金等調整前当期純損失)に法人税額等を加減し、「少数株主損益調整前当期純利益(又は少数株主損益調整前当期純損失)」を表示することとなる(資料5)。なお、「連結財務諸表に関する会計基準」を早期適用し、「少数株主損益調整前当期純損益」の区分を設けた変更のみ行う場合には、表示方法の変更として取り扱うのが適当と考えられる(資料6)。

(2) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号(平成20年12月26日))等を早期適用する場合には、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うこととなるが、部分時価評価法から全面時価評価法に変更した場合を除き、会計方針の変更による影響額の注記は要しないこととされている(資料7)。

(3) 注記事項

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号(平成20年12月26日))等を早期適用する場合には、従来認められていた持分プーリング法を採用することができず、取得による企業結合が行われた場合の注記(連結財規第15条の12)等に基づいた開示を行うこととなる。

また、負ののれんについては、発生時に一括して連結損益計算書で処理することとされているが、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号(平成20年12月26日))の適用前に実施された企業結合に係る従前の取扱いは、新基準適用後も継続することとされている点は注意されたい。

² 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)等とは、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を指す。

8 持分法に関する事項

「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号(平成20年3月10日))及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号(平成20年3月31日))が公表され、平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされているが、それ以前にも早期適用ができることとされている。これらの基準を早期適用した場合には、会計方針の変更の記載が必要となる。

9 棚卸資産の会計処理に関する事項

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号(平成20年9月26日))が公表され、平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされているが、それ以前にも早期適用ができることとされている。

当会計基準を早期適用し、棚卸資産の評価方法を後入先出法からその他の評価方法に変更する場合には、会計方針の変更に該当することとなるが(資料8) 会計方針の変更による影響額の記載にあたっては、後入先出法を適用した場合の損益と変更後の評価方法による損益との差額に代えて、払い出した棚卸資産の帳簿価額合計額(売上原価)と払出し時点の再調達原価合計額の差額(当期の損益に含まれる棚卸資産の保有損益相当額)を記載することができることとされている。

以上

(資料1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合

1【株式等の状況】
 (1)【株式の総数等】
 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月 日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通 株式	XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 フランクフルト証券取引所	単元株式数 ×××株
A種 優先 株式 (当該優 先株式は 行使価額 修正条項 付新株予 約権付社 債券等 である。)	XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX	東京証券取引所 市場第一部	行使価額修 正条項付新 株予約権付 社債券等の 特質 ・----- ・----- ・----- ・----- 単元株式数 ×××株 優先株式の 内容 ・----- ・----- ・-----
計	XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX	-	-

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりである。
 ・権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容は、-----。
 ・株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容は、-----。
 ・株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めは、-----。
 ・その他投資者の保護を図るため、-----。
 2. 提出日現在発行数には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使
 (旧商法に基づき発行された転換社債の株式への転換及び新株引受権付社債の権利行使を含む。)により
 発行された株式数は含まれていない。

(資料2) 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。具体的には、
 会計基準等の内容を適切に把握し、-----できる体制を整備するため、公
 益財団法人財務会計基準機構へ加入し、-----。
 また、(会計基準設定主体等を記載)の行う 研修や××研修に参加している。-----
 -----。
 -----。

(資料3) 金融商品関係の注記

当連結会計年度 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(略)

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない(注2参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	× × ×	× × ×	
(2) 受取手形及び売掛金	× × ×	× × ×	× × ×
(3) 有価証券及び投資有価証券	× × ×	× × ×	× × ×
(4) 長期貸付金	× × ×		
貸倒引当金(*1)	× × ×		
	× × ×	× × ×	× × ×
資産計	× × ×	× × ×	× × ×
(1) 支払手形及び買掛金	× × ×	× × ×	× × ×
(2) 短期借入金	× × ×	× × ×	× × ×
(3) 社債	× × ×	× × ×	× × ×
(4) 長期借入金	× × ×	× × ×	× × ×
(5) リース債務	× × ×	× × ×	× × ×
負債計	× × ×	× × ×	× × ×
デリバティブ取引(*2)	(× × ×)	(× × ×)	× × ×

(*1)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
(略)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	× × ×

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	× × ×			
受取手形及び売掛金	× × ×	× × ×		
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
その他有価証券のうち満期があるもの(国債)	× × ×	× × ×	× × ×	
長期貸付金	× × ×	× × ×	× × ×	
合計	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×

(資料4) 金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引について、デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載する場合

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	XXX	XXX	(*)

(*)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(資料5) 「連結財務諸表に関する会計基準」を早期適用し、少数株主損益調整前当期純損益の区分を設けた場合

(単位：百万円)

	前連結会計年度				当連結会計年度				
	(自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)				(自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)				
売上高					XX,XXX				XX,XXX
売上原価					XX,XXX				XX,XXX
~ ~ ~ ~ ~					~ ~ ~ ~				~ ~ ~ ~
~ ~ ~ ~ ~					~ ~ ~ ~				~ ~ ~ ~
~ ~ ~ ~ ~					~ ~ ~ ~				~ ~ ~ ~
税金等調整前当期純利益 (又は税金等調整前当期純損失)					X,XXX				X,XXX
法人税、住民税及び事業税					X,XXX				X,XXX
法人税等調整額					XXX				XXX
法人税等合計					X,XXX				X,XXX
少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)					-				XXX
少数株主利益(又は少数株主損失)					XXX				XXX
当期純利益(又は当期純損失)					X,XXX				X,XXX

(資料6)「連結財務諸表に関する会計基準」を早期適用し、少数株主損益調整前当期純損益の区分を設けた場合
(表示方法の変更)

前連結会計年度 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)
	<p>(連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第 22 号 平成 20 年 12 月 26 日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成 21 年 3 月 24 日 内閣府令第 5 号)が平成 21 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度では、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示している。</p>

(資料7)当連結会計年度より「企業結合に関する会計基準」等を早期適用した場合

	前連結会計年度 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)
4. 会計処理基準に関する事項		<p>(会計方針の変更) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 20 年 12 月 26 日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第 22 号 平成 20 年 12 月 26 日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 23 号 平成 20 年 12 月 26 日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成 20 年 12 月 26 日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第 16 号 平成 20 年 12 月 26 日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 20 年 12 月 26 日)が平成 21 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当連結会計年度よりこれらの会計基準等を適用している。</p>

(資料8)「棚卸資産の評価に関する会計基準」を早期適用した場合

	前連結会計年度 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)
4. 会計処理基準 に関する事項		<p>(会計方針の変更)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成20年9月26日)が平成22年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度より当会計基準を適用し、たな卸資産の評価方法を後入先出法から先入先出法に変更している。</p> <p>これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ 百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>